

# はずむ立法への歩み

海渡雄一 弁護士

## 西ドイツの原発事情

西ドイツのエネルギー構成は、一次エネルギー全体の中の各資源の比率では、石油四三%、石炭二九%、天然ガス四%、原子力一〇%、水力三%となっている。電力についてみるとこの比率は、石油二%、石炭五%、天然ガス四%、原子力三二%、水力七%となっている。石炭の使用量の多いこと、電力の石油依存

率の低いことを除くと、日本のエネルギー構成と比較的似ているといえるだろう。

原発はアメリカから導入した軽水炉を中心に、一九八八年末現在二一基(うち一基は判決により停止中)が運転中であり、その炉型別の設備容量は表1のとおりである。

### 1 原発設置許可のシステム

西ドイツの原子力に関する基本的法律は「核エネルギーの平和利用およびその危険の防護に関する法律」

ヴァッカーズドルフの核廃棄物処理工場建設に抗議して集結した2万人のデモ



(原子力法)である。この法律に基づく規制の仕組みは、日本の原子炉等規制法のそれとよく似ており、原発の設置、運転には許可を必要とし、その許可の要件も「災害に対し科学技術の水準から必要とされる対策が行なわれていること」など、原子炉等規制法とほぼ同様の規制が実施されている。

安全審査についての特徴は、連邦政府から州政府に対して規制の権限が大幅に委譲されていることで、社

民党が政権をとっている州などは、原発の新規立地が困難となっている。

西ドイツの安全審査にあたっては、実際の審査作業は、独立の民間機関である技術検査協会(TUV)が、州政府の委託を受けて実施している。この協会は原子力以外のボイラー、自動車など広い範囲の許可、審査を受益者負担で行なうもので、約一〇〇年前からあったという。

表1 西ドイツの炉型別原子力発電所設備容量  
(単位: 万kW, クロス電気出力(基数))

炉型	軽水(減速)炉			黒鉛減速炉	高速増殖炉(FBR)	合計
	加圧軽水冷却(PWR)	沸騰軽水冷却(BWR)	小計	高温ガス冷却(HTGR)		
運転中	1,238.8(11)	721.9(7)	1,960.7(18)	30.8(1)		1,991.5(19)
建設中	398.5(3)		398.5(3)		32.7(1)	431.2(4)
計画中	1,062.8(8)		1,062.8(8)		146.0(1)	1,208.8(9)
合計	2,700.1(22)	721.9(7)	3,422.0(29)	30.8(1)	178.7(2)	3,631.8(32)

出典) 原子力発電所一覧表(1987年12月末日現在, 日本原子力産業会議)

また、許可手続の詳細については、命令で定められており(原子力法手続令——ATVV)、地域住民の記録の閲覧の権利、異議申立の権利、異議申立の時の聴聞の期日について詳細に定めている。この手続はわが国の行政不服審査法の手続とは異なり、許可申請の段階で行なわれる、事前手続である。

このような手続の概要は図1に示すとおりである。

### 2 原子力訴訟の状況

西ドイツでは、「原子力発電所の許可は、裁判所の確認を要する」とまでいわれる。これは、原発の許可については必ず裁判が提起されている状況を指して、いわれたものである。注目されるのは、原発の設置許可に批判的な判決・決定が数少ないことである。

一九七七年三月一四日のヴェール原発についてのフライブルク行政裁判所の許可取消の判決、シュレスヴィヒ行政裁判所(一九七七年二月九日)とリューネブルク上級行政裁判所(一九七七年一月一七日)のブロックドルフ原発についての許可執行停止の認容決定などが出されている。

昨年(八八年)九月九日、ミュルハイムケリヒ原発について、連邦行政裁判所は設置許可取消の判決を下した。この原発は七〇億マルク(約五〇〇〇億円)をかけて建設され、八七年一〇月に運転開始したばかりであった。この裁判はコブレント近郊に住むヴァルター・タールさん

(七九歳)が訴えていたもので、三年間の裁判闘争で、地裁、高裁と敗れ続け、他の訴訟グループが脱落する中で最後に残った訴訟で、行政裁判での最高裁にあたる連邦行政裁判所での勝利を手にした。同原発はこの判決により操業停止に追い込まれた。裁判の争点は炉心予定地に断層があり、これを七〇メートル移動したにもかかわらず、この点の安全

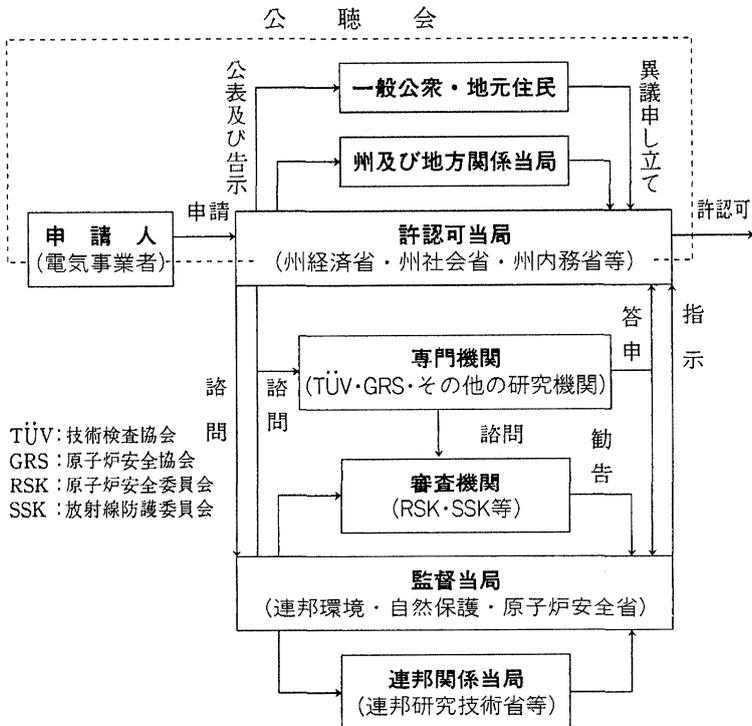
審査を受けなかった点で、連邦行政裁判所は、タールさんの訴えを全面的に認めた。

このミュルハイムケリヒ原発をめぐる裁判の劇的な展開は、西ドイツの裁判所の中にも脱原発の考え方が浸透しつつあることを示した。

### 3 西ドイツの反原発運動

西ドイツの後半から激しく展開された。

図1 西ドイツの原子力発電所の許認可手続き



出典) 原子力年鑑63年版

前述したヴィール原発やブロックドルフ原発は、当時の反対運動の焦点となったものである。当時の反原発運動は、六〇年代後半からの学生運動を行っていたグループ、環境保護運動体、ルドルフ・シュタイナーの哲学を基礎とするグループなどが現地の農民を支援する形態をとった。後に述べる緑の党は、この反原発運動を共同で闘ったグループが連合して形成された政党である。

以下プルトニウム・リサイクルをめぐる状況を少し詳しくみてみたい。

### 挫折する プルトニウム・リサイクル

軽水炉で発電を行なった後の使用済み燃料をどのように処理するかをめぐっては、二つの選択肢が存在する。

アメリカやスウェーデンのように使用済み燃料をそのまま廃棄物として処理するフランス・スルー（直接処分）方式と、フランスや日本のように使用済み燃料から再処理によってプルトニウムを抽出し、これを高速増殖炉の燃料として活用していくプ

ルトニウム・リサイクル方式の二つがそれである。原子力発電を本格的な次代のエネルギーと位置づけるためには、天然ウランのわずか〇・七％のウラン二三五を使い捨てていくフランス・スルー方式でなく、ウラン二三八から作られるプルトニウム二三九まで利用するプルトニウム・リサイクル方式が本命といわれていた。しかし、再処理の技術的困難性とプルトニウム・リサイクル全体の経済性の問題から、アメリカを先頭としてプルトニウム・リサイクル離れの状況が世界的に強まっている。その最近における端的なあらわれが西ドイツの状況である。

#### 1 運転できない

##### 高速増殖炉原型炉

西ドイツの高速増殖炉開発は、オランダ、ベルギーとの共同プロジェクトとして進められてきた。原型炉 SNR-300（三〇〇MW、ノルトライン・ヴェストファーレン州カールスルーエ）は一九七三年四月に着工されたが、炉容器の線状亀裂問題、建設中の試験でのナトリウム漏れなどを起こし、スケジュールは大幅に遅れた。この間に、一九七二年

の時点では一五億三〇〇万マルクと見積られていた建設コストが一九八二年には六五億マルクと高騰している。

同炉は一応建設は完了したとされているが、ノルトライン・ヴェストファーレン州当局は八五年七月、燃料装荷、ゼロ出力試験の許可申請を却下している。同州は原子力推進に批判的な社民党が政権をとっており、チェルノブイリ原発事故後は、いっそう反原発の姿勢を強めている。同州当局は、同炉に許可を発給しない理由として、高速増殖炉は、チャンネル型黒鉛減速軽水冷却炉（RBMK炉）と炉心の動特性に類似性があり反応度事故の危険性が高いことを挙げており、同州の政治状況が変わらない限り、同炉の運転の見通しは全くないと思われる。

#### 2 挫折したヴァッカーズドルフ

##### 再処理工場建設計画

西ドイツ政府は、八九年六月六日、バイエルン州ヴァッカーズドルフの再処理工場プロジェクトを放棄することを決めた。

西ドイツ最大のエネルギー企業であるVEBA社は、これに先立って

八九年四月三日、フランスの核燃料公社（COGEMA）と仮契約を結び、同社傘下の使用済み核燃料をCOGEMAのラ・アージュ再処理工場に再処理することを決めていた。この契約によるとVEBA社の使用済み燃料は、一九九九年以降、年間四〇〇トンまで（オプティオンとして追加二〇〇トン）ラ・アージュ再処理工場に再処理されるという。

今回の決定の理由は二つある。一つは建設費が異常に高騰し、予定の二倍の一〇〇億マルク（約七〇〇〇億円）にも達する点から、原子力産業界自らがこれまでの投資を無駄にしても、撤退の方が損失が小さいと考えたようである。

もう一つの理由は、地元の農民を中心とした、強い反対運動の存在である。もともと、西ドイツの再処理工場は一九七七年に他の廃棄物処分施設とともに、ニーダーザクセン州のゴアレーベンに立地が計画されていた。この計画が反対運動によって撤回され、一九八五年に、再処理工場はヴァッカーズドルフに立地されることが決定された。その際の、最大の理由は、ヴァッカーズドルフの

表2 1987年1月25日に実施された西ドイツ連邦総選挙の結果

政党	前回(1983年3月)結果		今回結果	
	議席数(得票率:%)	議席数(得票率:%)	議席数(得票率:%)	増減
与党	CDU/CSU	244 (48.8)	223 (44.3)	-21(-4.4)
	FDP	34 (7.0)	46 (9.1)	+12(+2.1)
	与党計	278 (55.8)	269 (53.4)	-9(-2.4)
野党	SPD	193 (38.2)	186 (37.0)	-7(-1.2)
	緑の党	27 (5.6)	42 (8.3)	+15(+2.7)
	野党計	220 (43.8)	228 (45.3)	+8(+1.5)
その他	- (0.5)	- (1.3)	±0(+0.8)	
合計	498(100.0)	497(100.0)		

注) CDU/CSU:キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟  
 SPD:社会民主党 FDP:自由民主党  
 出典) 原子力年鑑63年版

あるバイエルン州が非常に保守的な地域であり、反対運動も起こらないだろうとみられたところにある。しかし、現実には、地元の農民を中心とした強い反対運動が起こり、一九八八年一月二十九日には、地元住民の起こしていた建設差止訴訟について、ミュンヘン地方行政裁判所が、現行の建設計画を無効とする判決を下していた。この判決には、直ちに

工事の進行をストップさせる効力はないようであるが、政府は、このような反対運動に対応して、計画の練り直しを迫られていた(ヴァッカー・スドルフの住民運動については、映画『核分裂過程』によく描かれている)。このような西ドイツの状況は、日本の核燃料サイクル、とりわけ六ヶ所村の再処理工場をはじめとする計画の今後を考える際に、非常に示唆に富んでいるといえるだろう。青森県も保守の牙城といわれた地域であるが、この核燃料サイクル問題をめぐって、農民の自民党離れが急速にはじまっている。今回の決定によって、西ドイツで国内再処理が行なわれないことは確定したが、フランスでの再処理は確実に行なわれるのか、ヴァッカー・スドルフの跡地はどうなるのか、バイエルン州への補償などたくさん問題が残されている。

### 原子力をめぐる西ドイツ政治

#### 1 与党の原子力政策

西ドイツの各政党の議席数と得票率は、表2のとおりである。

連邦政府の与党であるキリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会同盟(CSU)は原子力開発を積極的に推進する立場をとっている。連邦政府のもう一つの与党である自由民主党(FDP)は原子力開発については慎重な姿勢をとっている。同党は、一九八六年五月、ハノーヴァーで開かれた党大会で、次のような方針を決めた。

- 1 受け入れ可能な代替策が見出された際には、原発は段階的に廃止する。
  - 2 チェルノブイリ事故の影響が十分に評価されるまで、計画中の原発の建設を凍結する。
  - 3 すべての原発の安全性を点検する。
  - 4 再処理工場と高速増殖炉のプロジェクトを再検討する。
  - 5 エネルギーの節約に努力する。
- 2 緑の党の原子力政策  
 緑の党は七九年以降地方選挙で躍

進し、八三年三月の総選挙で五・六%の得票率で二七の議席を占めた。原子力発電の即時廃止は同党の基本政策の重要な一部である。また、緑の党は議員の中途交代制(四年の任期を二年ずつで交代する)や、議員と党役員を兼任を認めないなどの特色あるやり方をとっている。

同党は八四年八月、連邦議会に「西ドイツの原子力施設の即時停止に関する法案」を提案している。同法案は全体が九条からなる簡単なもので、①すべての原子力施設を法律施行と同時に停止する、②放射性廃棄物の保管は国の監督下で、事業者が行なう、③施設の停止・廃止に伴う補償はしない、などの点を内容としている。

同法案は、緑の党の原子力政策の原理的性格を示すものと評価できるが、連邦議会では否決されている。

3 西ドイツ社民党(SPD)の原子力政策  
 西ドイツ社民党(SPD)は、八三年三月の選挙に敗北するまでは、政権党の地位にあった。同党は、一九五五年に定めたゴデーヌベルク綱領において、核の平和利用の方針を掲げ、原子力利用の推進の一翼を担

つてきた政党である。同党の中には、従来から原子力開発に対しては批判的な考え方も存在したが、一九八六年八月二十五日から二十九日にかけてニュルンベルクで行なわれた党大会で原子力発電を段階的に廃止していく政策を決定した。現在審議中の新しい党綱領においても、原子力発電との決別が宣言されている。この政策は日本での脱原発政策を考えると、うまでも参考になると思われる。この政策の概要は次のとおりである。

- 1 一九八七年～八八年にかけて運転中の商業用原子力発電所の閉鎖、廃止作業を開始し、一〇年以内にすべての原発を廃止する。
- 2 建設中のものを含め、新規の原発の建設許可、運転認可を発給しない。
- 3 再処理工場の建設は中止し、使用済み燃料は直接処分とする。
- 4 国内における混合酸化物燃料（プルトニウム・ウラン燃料）の使用を禁止する。
- 5 原子力の放棄を移行に移すために、現行の連邦原子力法の改正を提案し、使用済み燃料の直接処分と安全研究を除く国内原子力産業への連邦政府助成金の支出を停止する。

この政策に基づいて、同党は一九八七年二月一九日に「核エネルギーの産業的利用の終了、および終了に至る期間における核エネルギーの安全技術上の処理に関する法律（核エネルギー清算法）」案を連邦議会に提案した。この法案は一九八五年七月一五日公布の現行原子力法の全面改正の形式をとっている。

その内容は多岐にわたり、簡単に紹介するのは容易ではないが、法案には次のような条項が含まれている（カッコ内は該当条項の番号）。

- 1 核燃料の生産・加工、核分裂および再処理のための原子力施設の建設、増設あるいは所有は今後一切認めない（7）。
- 2 既存の原子力施設に対する運転許可は遅くとも一九九六年一月三十一日までに無効となる（7）。
- 3 既存の原子力施設については法律施行後一年以内に、新たな安全基準に合致するかどうか審査を行ない、許可基準に合致しないときは、許可は取消される（7）。
- 4 一般人の被曝線量限度を〇・三ミリシーベルト（三〇ミリレム）に切り下げる（1）。
- 5 事故の際の損害賠償額の上限を一〇〇億マルク（約七〇〇〇億円）

に引上げる（22）。  
6 廃止された原発等については、国が損失補償を行なうが、減価償却分などは差し引く（16）。

同法案の第一読会（一九八八年六月）では議員の過半数は同法案の成立に反対した。環境委員会では五月三十一日と六月一日に専門家によるヒアリングが行なわれた。このヒアリングで、社民党推薦のクラウス・トラウベ教授は「脱原発は大気汚染につながるものではなく、省エネルギーと再生可能エネルギーの一層の応用によって、段階的な脱原発はむしろ化石燃料の消費を減少させることが可能である。また原発部門での雇用の減少は省エネルギーのための投資によって十分に穴埋めできる」と述べている。同法案は八九年二月現在、関係する国会の委員会で審議されている。

### 今後の展望

今後の西ドイツの脱原発のゆくえを決定的なものとするのは、一九九〇年一月にも予定されている連邦議会の総選挙である。八九年一月の

西ベルリンの地方選挙や六月のEC選挙では社民党と緑の党の勝利が続いている。緑の党では、党内の現実路線派の力が強まり、社民党との連立の志向も生じている。次の総選挙で社民党と緑の党が勝利すれば、西ドイツの脱原発に向けた歩みは一気に加速されるであろう。

#### ＜参考文献＞

- 各年版『原子力年鑑』原子力産業会議編
  - 「断念に追いこまれたバウカースドルフ再処理計画」田窪雅文『技術と人間』89・6
  - 「西ドイツにおける反原子力法案の行方」弘山雅夫『エネルギー・フォーラム』89・4
  - Abwägung nuklearspezifischer Risiken bei Erlaß eines Bebauungsplans für eine kerntechnische Anlage. Wiederaufbauarbeitenanlage Wackendorf VwGO §47, BBAug §§ 1 VI, VII, 30f, 155bII, BauGB §§ 30f, 214 III, AtomG § 71, II Nrn 3, 6 (546 NVwZ 1988, Heft6)
  - 「ヴァンカーストルフとゴアレーヘンを訪れて」沢井正子『原子力資料情報室通信』一七九号
  - 「1/50億——西独ワルター・タール氏、原発操業停止に追い込む」『朝日新聞』89・1・12
  - 「西独社民党の自己変革」仲井斌『月刊社会党』89年6月号
- （かいど・ゆういち）